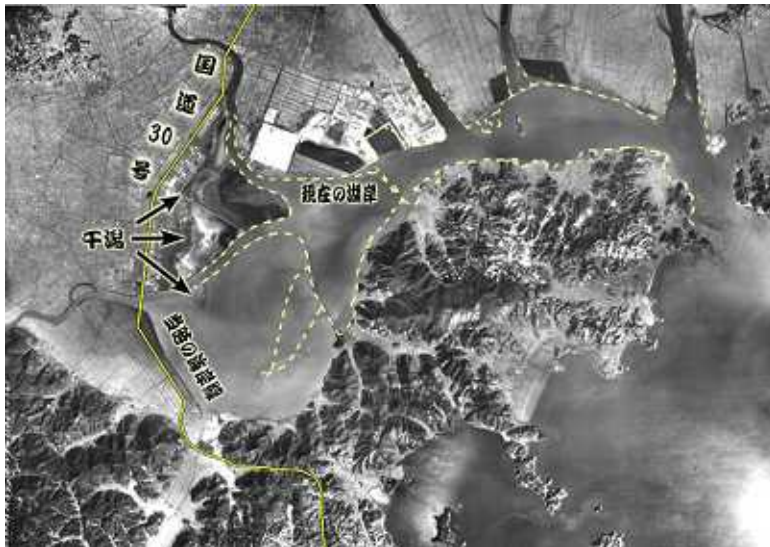




児島湾 62 年前の海岸線



国土地理院が公表している航空写真の中には、戦後まもなく撮影されたものが含まれています。アメリカの重爆撃機 B29 が、1947 年から 48 年にかけて日本のほぼ全土を撮影したもので、空白となっていた終戦前後の日本の地勢を知る重要な資料となっています。

センターでは保存されている映像の撮影場所や撮影時期を特定しようとする写真を集め始めましたが、写真には現在忘れ去られようとしている歴史も刻まれている事が分かりました。

たとえば左の写真は 1947 年の児島湾です。児島湖の締め切り堤防はもちろん無く、藤田干拓もまだ終わっていません。海岸線は西に大きく回りこんでいて、現在の国道 30 号が当時の海岸近くを走っている事が分かります。また、

児島湾の干潟の位置もはっきり写っており、それより海側にある現在の地盤が弱いのが容易に想像できます。

B29 と言えば忌まわしい思い出を持つ日本人も少なくありません。その上写真の撮影装置はもともと日本空

爆の資料を作成する為に開発されたものです。それが今こうして我々の役に立っているのは皮肉な事です。

著作権 知識

「教育現場と著作権」



ライブラリーセンターに、授業で使いたいので映像を複製してほしいという依頼が来る事があります。そこで、今回は放送映像または音声を教育の現場で使う場合の著作権について考えます。

著作権法第 35 条には「学校その他の教育機関において教育を担する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」という条文があります。

つまり学校で授業に使う場合は著作権が制限され、教育関係者は放送された物を、録画録音または局に依頼して複製し、生徒に提供することが許されています。センターに来られる先生方の大半はこの条文を根拠に、無料または複製コストのみで映像の提出を依頼されます。

単純に考えれば、授業で使うのであればとお受けしたいところですが、ニュースや番組などの中には、他の局や映画社が撮った映像があります。また、取材対象者が、放送当日一回のみならばと取材に応じたケースもあります。法律の条文には、これらの人の権利に直接言及していませんが、そうした人たちが授業に使われたことによる不利益をわが社に訴えて来られた場合は、提供した我々の権利を不当に害することになるため「複製の限りでない。」と記されています。

また、こちらから提供した映像を DVD などにして生徒に配ると言う場合は、上記の条文の「必要と認められる限度」を超えるものと判断され、お断りすることになります。

HDの基本システム入る



ライブラリーセンターに待望のハイビジョンシステムが導入されました。山陽放送には 2002 年以來のハイビジョン素材がありますが、ライブラリーセンターにそれを確認できるシステムが無いため、これまではテープを本社報道のフロアーに保管していました。

しかし今回のシステム導入で、これらのテープをセンターに移動分類できるほか、この基本システムに様々な機器を接続して多くの素材を HD 保存することが可能になりました。